

主なご意見

【大橋会長】

国のこども家庭庁の発足に合わせての県のこども家庭室設置、医療的ケア児に関する法律・障害者の情報アクセス法の成立など、時代状況が急速に変わっている。

現計画の指標は指標として検討しながら、新たに切り替えるものは切り替えていくということも視野に入れて検討すべき。

従来のフレイル予防に付け加えて、介護予防として補聴器の問題も検討すべき。

児童虐待の問題についてはこども家庭センターを市町村に設置しないといけないので、それと、地域包括支援センターとの関連をどうするのか。全世代対応型の問題と考えざるを得ない。

【惣万委員】

包括的・重層的支援体制では、8050問題も入れるべき。

人材確保は喫緊の課題。外国人も募集しても集まらない。日本よりもヨーロッパや米国のほうが給料が高いためそちらへ行くという例も聞く。

医療的ケア児については、看護師が1人つきっきりになるので人手が必要。報酬が高いことが一番確保につながる。

【手塚委員】

昨今、事業所は、コロナの影響で非常に厳しい経営状態のところ、新しい加算が次々できていて、書類作成の時間が、削減どころかどんどん増えている状態。一方、加算をとると単価が高くなり、利用者の方からは、利用を控えたいとお聞きする。

最近では8050どころか9060になってきており、コロナウイルス感染症の影響もあるのだと思うが、利用料も払えないという現状も増えている。

成年後見がついているといいが、そうでなければ、家族に話しても家族の生活もあると返され解決しない。

【大橋会長】

高齢化が進んでいる状況の中では、5年後までを考えると、訪問型サービス、在宅

サービスの地域偏在というのが相当起きると推察され、対策を考えるべき。

【吉本委員】

発達障害の方が大人になり地域移行されたときに受皿をきちんとつくっておかないと困る。精神科の場合は受皿が残念ながら十分でない。

【大橋会長】

ここ数年、精神障害者保健福祉手帳の3級を取得する人がかなり増えている。大部分が発達障害なので、この方々の支援をどう考えるかというのは課題である。国（厚労省）も精神科での医療保護入院等の見直しをしているので、地域移行がますます進んでくるとすれば、その人たちを支える仕組みについて検討が必要。

【大崎委員】

事業継続計画は、身近になってきている。災害が少ない富山県も、コロナによって随分と意識が変わってきた。

福祉施設も複数件コロナの感染が発生したため、様々な経験値が出ている。経験則を集めて、有効な対応パターンなどのノウハウを集めて、それを生きたBCPにつなげていくのがいい。

DWATについて、各福祉法人の職員が出て研修を受けて登録しているという数が、富山県も増えてきた。

各社会福祉法人で、地域の中で福祉避難所指定を受けているところも多いので、例えば、先ほど出た医療的ケア児の災害時の受入れはどの程度できるのかなど、事前に想定して準備しておくことも必要。地域と情報共有しておくのも1つのやり方である。

発達障害の子どもや学生は、増えていると感じる。生活困窮や制度のはざままで悩むことがないように、早い段階から支援の必要がある。

学校と行政とのやりとりでは、生活が非常に困窮している子供さんの家庭がどこにあって、どのくらいの困り度なのか両者共に把握できていないと聞いた。

同じようにヤングケアラーの把握というのも、糸口がまだ分からない。学校を休んでいるのであれば学習支援も必要。

実態調査をきちっとして糸口をつかんでいって、そこから早期支援に繋げて健全な教育と生活を少しでも送って頂き、将来の人材を育てていくことは非常に重要。

【高城委員】

障害者の工賃は、どうすれば上がるのかというのは大きな課題。単価の高いできる仕事があるのかもしれないが、就労事業所まで回ってこない。

成年後見についてだが、富山市社協でも成年後見をやっていて、法人後見もやっているが、なかなか増えない。生活支援員の数が増えないため、法人後見を受けられないと聞く。

大きな課題でいえば、人口が減少していくので、高齢者ももっと働ける人は働いてもらって税金を払ってもらおうよう大きくかじを切っていくと、とても財源の確保がままならないというのが現状。限られた財源をどこに重点的に使うかということでは、介護職員などの処遇改善というところに、もっと思い切って資源を投入しないと、ますます介護人材が枯渇し介護の質の低下につながるので、施策の重点を持っていく必要があるのではないか。

【大橋会長】

富山県では、現在200近くの社会福祉法人があるが、地域貢献をどうするか、また保育所のように小さな法人もあるので、連携法人をどうつくるかなど、5年間の課題。従来であれば、地域貢献というのは専門分野、子どもとか高齢とかで実施すればよかったが、発達障害の人たちの受入れや医療的ケア児の避難先、こども食堂での支援など、非常に多角的に考えられる時代になった。この200ある社会福祉法人が役割を果たしてくれたら随分変わるかもしれないというのが、今期の計画の一つの柱として考えていく必要がある。

【松浦委員】

国、県、市、それから町内会がやることを、分けて考えていかないといけない。

傷ができたからばんそうこうを貼る処理がかなり多く、根本的に傷ができないようなことをここにもっと組み込んでいかないと、知事が言うウェルビーイングが達成できないのでは。

例えば、イェール大学の研究では、週に読書を十時間する人としらない人では認知症になる割合が全然違っていると。そういう根本的な教育という部分を、小学校とか中学校、高校からやっていくとか。

また、年を重ねた人たちは働くということではなくて、地域に貢献するボランティ

ア的な意味合いで、要は社会的なつながりを持つことのほうがいいのではと感じる。

【大橋会長】

役割分担について、例えば要保護児童対策地域協議会は、今、1層レベルでの支援がほとんどだが、2層レベルぐらいまで下りてきて、プライバシー保護は確認しながら支援するという仕組みをつくらないと、もう1層、市町村レベルでは難しいと感じる。

発達障害への支援も同じだ。仕組みづくりというのは、どの圏域でやるのかというのは重要な視点である。

【松浦委員】

去年ぐらいから青年会議所はつながりを作るということに力を入れている。例えば、先ほどの障害者の就労という部分でも、民間会社は、どうアプローチしていけばいいのか分からない。一般に障害者といってもどのレベルなのかというのも、関わっていない人にとっては分からないので、情報が出てれば、もっと働きかけはできると思っている。それぞれで頑張るのは大事だが、そのつながりをつくるというのは、できれば国とか県がやっていただけたらいいと思う。

【宮田（求）委員】

福祉に携わっていらっしゃる方々それぞれの情報を持ち出しや、あるいは自分の担当分野以外のところの気づきを共有する、そういったネットワークみたいなものが必要。

もう1つは、受皿として、地域が担うべき役割、町内会とか、あるいはケアネットは富山県しかないような福祉資源だろうと思うが、こういったところをやっぱり再生していくとか、もう1回活性化していくと。

そのために必要なのは、例えば、町内会の役割というものを大胆に見直していかないといけない。つまり、担い手の高齢化など、かなり人材が限られている中で、これまで、例えばスポーツ大会とか文化祭とか、そういう行事の運営を担っていたような役割をなくして、社会問題の解決というところにむしろ主目的を注ぐようにする。例えば、民生委員の成り手がいないのであれば、民生委員が担ってきたお年寄りの見守りを町内会にシフトするとか、あるいはそこを足がかりにケアネットにつないでいくというくらいのことを大胆にやっていかないと、これだけのヤングケアラーとか

生活困窮者を見いだして必要なサービスにつなげていくという最低限のこともなかなかできないと思う。

【大橋会長】

富山型の県の単独事業で、ケアネット活動の取組み地区数というのが、平成28年が259地区で、2021年、令和3年末が265地区と4年間で6地区しか増えていない。目標数は306地区となっているが、実は、これは目標に達しないのはある意味では当たり前で、地域の人材がないし、地域のエネルギーがなくなっているのかもしれない。

ケアネットを大事にしながらも、地区の活動が活発するにはどうするかということも、丸投げではなくて何か考えないといけないのかもしれない。

それから、ひきこもりの問題というのは、孤立・孤独問題で内閣が前面的に取り上げて始めたが、実は発達障害がかなり影響していると考えている。

能力がないのではなく、その人に合うような社会参加の糸口がない。そのコーディネートが必要。我々は言葉としてコーディネートと言っているが、様々な資源をつなげられればいいが、そのつなげるところが今飛ばされている。

【村上委員】

どんどん女性が活躍している事業所や会社がある。福祉基本計画というもののもっと幅広い視点で、女性の方たちが活躍できるような指標やつながりを見いだしていくようなこともあってもいい。

また、大人の発達障害を抱えた方が一度失敗してしまうと、再チャレンジができなくなってしまう現状がある。そういった方への受皿を設けてあげるような社会こそが、取り残さないような社会、SDGsにつながっていくと思う。

【宮田（伸）委員】

福祉計画の基本になっているのが福祉条例で、県、市、住民の役割など、記載があった。

苦情は宝という言葉もあるが、理念とルールを踏まえ、きちんと対応できるようにしていくのが質の高い介護サービスにもつながるのではないかと。

また、児童虐待の予防と対応の記載についてだが、ほとんどが「対応」である。DVによる心理的虐待というのは特に多いと思うが、DVの背景をどう捉えて、どう解決していくのかといった視点が必要。児童館、児童センターあるいは地域での支え合

いといった中での民間活動において、この点についても支援していくことが、児童虐待の予防につながるのではないかと。とにかく、どんどん件数が増えているので、児童相談所の職員を幾ら増やしてもこれは切りがない話で、根本のところには一定メスを入れる必要があるのではないかと。

それから障害者分野で一番最近深刻なのは、親亡き後の子供たちの住まいだとか、生活がどうなるのかといった家族の心配事だと感じる。

全体を通じて、平成12年の社会福祉法の改正で地域福祉の推進ということは理念でうたわれたが、ようやく今、地域共生社会や重層的支援という、実践段階に入ってきた。そして、個別・多様な生活課題があって、これに対応したオーダーメイドの支援をどう築いていくのかというところが現時点での課題ではないかと。

そのためには、何といたっても専門職の支援力を高めるということが必要。

また、市町村の発信力も問われている。様々な制度、仕組み、サービスを持っているが、知らなかったという方が多い。公も民も含めてだが、もっと発信力を高める必要がある。

それからもう1つは、受援力という言葉があるが、助けられ上手というか、しっかり援助を受けていく力も育てる必要がある。福祉教育だけではなくて生活力を育てる教育というか、いわゆる生きる力だが、福祉サービスを上手に利用できる力、広い視野も必要ではないかと。

支援力、発信力、受援力ということで、これが人づくりのところの根本ではないかと。

(以 上)

富山県民福祉基本計画 改定スケジュール

開催月	富山県社会福祉審議会	福祉基本計画専門分科会	関係課WG
4月中旬			○第1回WG(基礎資料の収集) ・現状と課題の共有 ・現計画指標の進捗状況 ・新たに必要となる視点の検討
4月下旬			○WGへの照会取りまとめ ○WGへのフィードバック
5月中旬			○随時、WGへの照会・確認 ○第1回分科会資料の確認
5月下旬		<p style="text-align: center;">第1回分科会(5/31)</p> <p>・現計画の進捗状況報告 ・福祉を取り巻く環境の変化、 現状と課題について報告</p>	
6月～7月		<p style="text-align: center;">関係団体からの意見聴取</p>	○第2回WG(計画素案の作成) ・第1回分科会意見への対応 ・指標の見直し検討 ・目標とする姿・施策の体系等検討
8月下旬		<p style="text-align: center;">第2回分科会</p> <p>・計画策定の視点、目標とする姿 ・施策の体系、目標指標</p>	
9月中旬	審議会委員の改選(任期:R4.9.20～R6.9.19)		
11月上旬			○第3回WG (パブリックコメント案の検討) ・第2回分科会意見への対応 ・第3回分科会資料確認
11月中旬		<p style="text-align: center;">第3回分科会</p> <p style="text-align: center;">パブリックコメント案審議</p>	
11月下旬	<p style="text-align: center;">第1回審議会</p> <p style="text-align: center;">パブリックコメント案審議</p>		
12月中	パブリックコメント(1ヶ月間)		
1月下旬			○第4回WG(計画案の策定) ・パブリックコメント意見への対応 ・第4回分科会資料確認
2月上旬		<p style="text-align: center;">第4回分科会</p> <p style="text-align: center;">答申案の審議</p>	
3月中旬	<p style="text-align: center;">第2回審議会</p> <p style="text-align: center;">答申案の審議</p> <p style="text-align: center;">答申</p>		

「富山県民福祉基本計画(第二次改定版)」の概要

計画の性格

- ・福祉に関する基本的かつ総合的な施策の大綱を示す計画 (富山県民福祉条例第11条第2項第1号)
- ・市町村地域福祉計画を支援する計画 (社会福祉法第108条第1号)
- ・県民、事業者などの協働の指針となる計画

計画をめぐる現状と動向

- 人口減少(少子化の進行、晩婚化・未婚率の上昇)
- 高齢化の進行(高齢者割合の増加、要介護・要支援認定者の増加、認知症高齢者の増加)
- 世帯構成の変化(三世帯世帯の減少、単身世帯の増加、高齢者世帯(単身・夫婦のみ世帯)の増加)
- 家族機能の低下、伝統的な地域支え合い機能の低下
- 介護・福祉人材の不足
- 経済・雇用の不安定化(非正規雇用者の増加、生活保護世帯の増加)
- 既存制度では対応できない生活課題(孤立、ひきこもり等)や複合的な課題を抱える人たちの顕在化
- 障害者に対する理解の促進や高齢者・障害者・子ども等の権利擁護に対する意識の高まり
- 障害者の地域移行、発達障害・難病・医療的ケア児等多様な障害への支援の拡充
- 東日本大震災や熊本地震等を踏まえた互助の再構築
- 地域共生社会の実現に向けた取組み

計画の目標

～誰もが安心・幸せを感じる とやま型地域共生社会の構築～
人や地域の絆づくり《つなぐ・結ぶ・支え合う》

- ① すべての県民が個人として尊重され、自らの意思に基づき、学習、就労等の社会・経済活動に取り組み、個人の自立や自己実現が叶えられる社会
- ② すべての県民が互いに支え合い、年齢や障害等の有無にかかわらず、住み慣れた地域において、共に生活できる社会
- ③ すべての県民が身近なところで必要な医療、介護その他のサービスや生活支援を受けられ、安心して健やかで快適な生活を営むことのできる社会
- ④ すべての県民が教育・文化・スポーツなど様々な分野での活動に等しく参加することが、地域社会の活性化や持続可能性の高まりにつながり、NPO、教育・文化団体などさまざまな団体が連携し、社会全体で福祉を支えている公正で活力ある社会

(富山県民福祉条例第3条より)

計画策定の視点

- 自立と社会参加の機会の確保
- ふれあい・支え合いのしくみづくり
- 利用者本位のサービスの質と量の確保

計画の期間

2018(平成30)年度から2022年度まで
(5年間)

3つの施策の柱

第1章 ともに支え合う「ひとづくり」

- I 生涯を通じた自立と支え合いの推進
 - 1 人に寄り添い支え合う心の醸成
 - 2 地域共生社会の形成に向けた意識啓発
- II 福祉を担う人づくり
 - 1 質の高い介護・福祉サービス従業者の育成・確保
 - 2 地域福祉活動やボランティア活動の担い手の育成
 - 3 地域共生社会を支える人材の育成・確保
- III 住民と行政の協働による地域福祉の推進
 - 1 地域における互助の推進
 - 2 ボランティア、NPO活動等の基盤強化
 - 3 社会福祉法人、企業等の地域貢献活動の促進
 - 4 多様な主体の参入支援

第2章 安心して暮らせる「地域づくり」

- I 地域共生社会の形成に向けた基盤づくり
 - 1 ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進
 - 2 地域共生社会の形成に向けた拠点づくり
- II 福祉サービス基盤の充実
 - 1 子育て支援等の充実
 - 2 障害児者の療育及び教育の充実
 - 3 在宅・施設サービスを相互に活用できる介護・自立支援基盤の整備
 - 4 在宅福祉・医療サービスの充実
 - 5 認知症の支援体制の整備
 - 6 福祉関連産業、生活支援関連サービス業の振興
- III 生きがいと自立を育む地域社会の形成
 - 1 総合的な情報提供や相談機関の充実
 - 2 災害に備えた取組みの促進
 - 3 生きがいづくりと社会参加活動の機会充実
 - 4 高齢者、障害者等の就労支援
 - 5 高齢者や障害者等の社会活動への支援

第3章 地域で支え合う「しくみづくり」

- I 人権を尊重した福祉の仕組みづくり
 - 1 権利擁護の推進
 - 2 虐待防止への総合的な取組み
 - 3 障害等を理由とする差別の解消
 - 4 生活困窮者等を支援する体制の整備
 - 5 社会的に配慮が必要な人々への対応
(ソーシャルインクルージョンの理念に基づく施策の推進)
- II 利用者本位のサービスの提供
 - 1 利用者の立場に立った質の高いサービスの提供
 - 2 サービスの効率化と評価システムの活用
 - 3 地域包括ケアシステムの深化
 - 4 保健・医療・福祉の連携によるサービスの一体化
- III 支え合いネットワークの形成
 - 1 身近な地域での共生のケアネットワークの形成
 - 2 四層体制の共生のケアネットワークの形成
 - 3 市町村の地域福祉の推進支援

地域福祉をめぐる課題及び県等の取組み

1. 包括的・重層的支援体制の整備（地域共生社会の実現）

現状・課題

1. 地域の支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能も低下
2. 生活保護、高齢者介護、障害福祉・児童福祉など様々な分野の問題が複雑化・複合化し支援ニーズも多種多様化
3. 制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて地域を共に創っていく社会「地域共生社会」の実現を目指し、包括的な支援体制の構築に取り組む必要がある

国・県の取組み

【国】地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（R3.4.1施行）
「重層的支援体制」を整備する法改正で、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つを一体的に実施する事業を創設
○重層的支援体制構築のための支援事業市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築するための市町村への支援
○地域総合福祉推進事業費補助金（ふれあいコミュニティケアネット21）
地域において、支援を必要とする人に必要な個別サービスを自地域住民自らが提供するケアネット活動へ支援

2. 孤独・孤立対策

現状・課題

1. 長引くコロナ禍の影響により、交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等、社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化している
2. 国では政府一体となって孤独・孤立対策を推進

国・県の取組み

【国】孤独・孤立対策の重点計画策定（内閣官房、R3.12.28）
【国】孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の実施（同、R4.4.8結果公表）
○重層的支援体制構築のための支援事業(再掲)
○ふれあいコミュニティケアネット21(再掲)
○ひきこもり者等への支援(再掲)
○自殺予防(再掲)

3. 生活困窮者への支援

現状・課題

1. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による失業や減収等で生活が困窮している世帯が増加
2. 自立相談支援事業による相談や、生活福祉資金貸付等の利用者が急増しており、個々の状況に応じた支援を行い、自立促進を図ることが必要

国・県の取組み

【国】生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(H30.10.1施行)生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化
【国】生活福祉資金の特例貸付(R2.3.25~)コロナ感染症により困窮する方向けの特例貸付の実施
【国】生活困窮者自立支援金の支給（R3.7.5~）
○生活困窮者の自立支援体制の整備生活困窮者に対する自立相談、就労支援等の実施

4. 災害等への体制整備

現状・課題

1. 避難行動要支援者名簿（H25年作成義務化）は、全国の約99%の市町村において作成され普及が進んだものの、いまだ災害により多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題
2. 避難所での2次災害への対応

国・県の取組み

【国】災害対策基本法改正(R3.5.20施行)避難行動支援者の方、一人ひとりの個別避難計画の作成が市町村の努力義務となった県としては、2次災害を防ぐため、介護などの配慮を必要とする方に対応した福祉避難所の開設・指定や、福祉専門職による災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動についても、引き続き促進

5. 福祉・介護人材の確保・定着

現状・課題

1. 本県のR7年介護職員必要数21,060人に対して、R元年で19,060人であり、今後約2,000人（約330人/年）の増が必要
2. 介護福祉士養成校の入学者数及び定員充足率はH31年度98人(61.3%)からR4年度88人(48.9%)へと低下しており、若者等の福祉・介護分野への参入促進が必要
3. 中高生等の若年者に対する福祉・介護の仕事の魅力発信によるイメージアップが必要

国・県の取組み

○新介護、障害福祉職員の処遇改善
○新介護職キャリアデザインPR事業
出産や子育てによる離職者等に向けて、介護の魅力等をPR
○新外国人介護人材マッチング支援事業
○新元気高齢者による介護助手普及・マッチング支援事業
○拡介護福祉士養成校魅力アップ事業
養成校のカリキュラムを特色あるものにするための研究委託と養成校の情報発信強化を支援
○高校生への介護の魅力PR冊子作成・配布事業
○介護事業所インターンシップ事業

6. 質の高い介護サービスの提供

現状・課題

1. 質の高い介護サービスの提供と業務効率化による職場環境改善が必要

国・県の取組み

○介護ロボット・ICTの導入経費の支援
○新とやま介護ロボット・ICT普及センター(仮称)の整備

7. 介護サービスの安定的・継続的提供

現状・課題

1. 介護サービスは利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであることから、介護施設等における感染拡大防止対策や、災害等時における介護サービスの安定的・継続的な提供、早期の業務再開できる体制整備が重要

国・県の取組み

○介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業
○新介護施設等における防災・減災対策推進事業
○新介護サービス事業所BCP（業務継続計画）策定等支援事業
○介護職員の応援派遣に関する協定

8. 介護予防、高齢者のフレイル予防

現状・課題

1. 高齢者の介護予防を推進し、高血圧や糖尿病などの重症化予防を推進することが必要
2. 高齢者のフレイル予防のためには、栄養・運動・社会参加の3つの柱が大切とされており、高齢化が進む中、対策が課題

国・県の取組み

④フレイル予防に向けた食生活改善普及啓発事業
○地域リハビリテーション地域包括ケアサポートセンターの運営
地区公民館等を会場に開催されている「通いの場」や市町村が行う介護予防教室などへリハビリ専門職を派遣し、運動機能や認知機能を向上する運動プログラムなどを啓発
⑤「eスポーツ×高齢者」普及促進事業
多世代交流によるeスポーツ体験会を開催し、高齢者の社会参加の促進を図る

9. 児童虐待の予防と対応

現状・課題

1. 近年、県民意識の高まりや関係機関との連携が進んでいることから児童相談所への相談件数は依然として高い水準にある
2. 児童虐待を早期に発見し、関係機関が早期に対応することが、事案の重篤化防止につながる
3. 引き続き、要保護児童対策地域協議会等関係機関の連携強化及び市町村と児童相談所職員の資質向上等の相談体制の強化に努める必要がある

国・県の取組み

【国】こども家庭庁の設置(R5.4見込)
(設置法案 参議院審議中)
【国】児童福祉法等の一部を改正する法律 (R6.4施行予定)
子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う
⑤児童相談所等機能強化基本計画策定事業
子どもや家庭に対する支援をはじめとする児童相談所等の機能強化に関する基本計画を策定
④児童相談所・関係機関連携強化事業
児童相談所、市町村及び児童養護施設等との連携強化を図るための研修等を実施

10. ヤングケアラーへの支援

現状・課題

1. 感染症の影響等により、支援を必要とする子どもや家庭の増加が懸念される
2. ヤングケアラーは、年齢や成長度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるが、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている

国・県の取組み

【国】こども家庭庁の設置(R5.4見込)
(設置法案 参議院審議中) (再掲)
【国】ヤングケアラー支援体制強化事業
①ヤングケアラーの実態調査・支援研修の推進
②ヤングケアラーの支援体制の構築
【国】ヤングケアラーの実態に関する調査研究の実施 (R4.4結果公表)
⑤子どもの貧困及びヤングケアラーに関する実態調査
県内の子どもや保護者を対象に調査を実施

11. 医療的ケア児への支援

現状・課題

1. 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともに、実態が多様化
2. 医療的ケア児とその家族が、個々の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが必要

国・県の取組み

【国】医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (R3.9.18施行)
国、地方公共団体、保育所設置者、学校の設置者等の責務の明確化や、医療的ケア児支援センター等の設置
④医療的ケア児等支援センター運営事業

12. 障害者の就労、工賃向上

現状・課題

1. 就労継続支援B型事業所における工賃水準は、コロナ感染症の影響もあり、目標月額17,000円に及ばず16,135円であった (R2)
2. 農福連携の推進等により、多様な就労の場の確保、工賃向上に取り組むことが必要

国・県の取組み

⑤ハートフルとやま工賃向上事業
研修と専門家等派遣による一体型支援や企業向けPR等を実施
○農福連携マッチング事業

13. ひきこもり者等への支援

現状・課題

1. ひきこもりの当事者からは、身近な相談窓口や話し相手、居場所などの現状に対する支援ニーズが高い
2. 同居者からは、就労支援や専門窓口などのひきこもり脱却のための支援ニーズが高い

国・県の取組み

○ひきこもり地域支援センターの設置
○ひきこもり多職種専門チームの運営
○富山県ひきこもり民間団体取組強化事業費補助金
居場所づくりや相談窓口の設置などに取り組む民間団体を支援
○社会とのつながり促進事業
訓練協力事業所での業務を通じて、ひきこもり者等の社会的自立を促進

14. 自殺予防

現状・課題

1. 自殺者数は、H15年をピークに減少傾向であったが、R2年に増加。R3年は再び減少したが、引き続き状況分析が必要
2. 自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要

国・県の取組み

④自殺対策におけるデジタル広告活用事業
○こころの電話の24時間・365日運営
○富山県自殺対策民間団体等取組強化事業費補助金
自殺防止の施策に積極的に取り組む民間団体を支援
○ゲートキーパー養成強化事業